

令和5年度 石川県特定最低賃金専門部会
第3回 百貨店部会 議事録

開 催 日 時	令和5年10月27日 金曜日 9時29分～11時40分		
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎2階 共用2会議室		
出 席 委 員	公 益 代 表 委 員	木村 弘	高見 俊也
	労働者代表委員	奥山 正基	酒井 努 増田 明朗
	使用者代表委員	橋本 政人	山下 修平
	欠 席 委 員	公益代表委員 長澤 裕子、使用者代表委員 石野 弘幸	
	事 務 局	岡村労働基準部長 春名賃金調査員	南出賃金室長
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="text-align: center;">石川県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正金額について</p> <p>3 閉会</p>		
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 		

令和5年度 石川地方最低賃金審議会
石川県特定最低賃金専門部会 第3回百貨店部会 議事録

令和5年10月27日（金）

9時29分～11時40分

金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室

- 【木村部会長】 定刻より少し早いですが皆さんお集りですので始めたいと思います。
第3回百貨店部会を開会いたします。部会の成立状況について報告をお願いします。
- 【事務局】 指導官 本日は、公益代表の長澤委員、使用者代表の石野委員から、所用で欠席されるとのご連絡をいただいております。現在、9名中7名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。
- 【木村部会長】 議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。
公益委員側は私が行います。労働者側は酒井委員、使用者側は橋本委員お願いします。
それでは議事に入ります。まず、事務局から配付資料について説明してください。
- 【事務局】 室長 本日お手元にお配りしております資料でございます。1枚目次第、2枚目が委員限りで令和5年度の百貨店・総合スーパーの決定状況です。
- 【木村部会長】 ただいまの説明についてご質問等ございますでしょうか。
無いようですのでその他、提出資料についてのご質問がないようでしたら、次に移りたいと思います。

まず、前回の部会での労使各側の発言内容を確認しておきます。

労働者側のご発言としては、業界全体を考えて、また、隣県状況を踏まえた金額を示さなければならない。ルールは尊重し理解をしているが、もう少し議論をしたい。とのご主張であったかと思えます。

使用者側のご発言としては、具体的な金額の提示はなく、これから十分議論をしていきたい。議論するにあたり、最低限ルールを遵守していただき議論を進めていきたい。ルールを順守したうえで、全会一致を前提に 950 円ではどうかとのご主張であったかと思えます。

以上が労使各側のご意見の概要でしたが、労働者側委員の皆さんからは全会一致での結審に向けた審議を進めていくこととなることとご発言をいただき、また、使用者側委員の皆さんも全会一致を目指した審議を進めていくことを基本姿勢としていただいていると確信しております。

本日の審議において、全会一致での結審に至ることができるご議論をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日も前回に引き続き金額等について、労使双方から個別にご意見をお伺いしたいと思えますが、その前に、この場で何かご意見がありましたら、お聞きしたいと思えます。

労働者側委員の方からご意見ありましたらお願いします。

【酒井委員】

お疲れ様です。先ほどの報告があったようにですね、富山が 955 円という結果になったということでございます。先ほど話があったように隣県は気にすると、注視していくと、業界全体のことを考えた議論をしていこうと話をさせていただいてますということです。後、ルール遵守という話もありましたのでそこは最終的にそのようにしていきたいと思えますし全会一致していきたいと考えているというのも変わりはありませんというところです。後、隣県を注視するということは使用者側からも同じように意見が出ておりました。富山の結果を踏まえて、使用者側はどうお考えなのかというところでございます。全会一致で決まることを進めていけるようにしたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

【木村部会長】 その他の労働者委員の方はいかがでしょうか、よろしいですか。
よろしければ、使用者側委員の方のご意見をお伺いしたいと思います。

【橋本委員】 特にありません。

【木村部会長】 その他の使用者委員の方はよろしいですか。
よろしければ、ここで部会をいったん休憩し、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。事務局は、控室について案内をお願いします。

【事務局】 指導官 労働者側の控室は、同じフロアーの第4会議室を、使用者側の控室は、同じフロアーの第3会議室をご用意しております。

【木村部会長】 それではここで部会を一旦休憩致しますので皆様控室の方にご移動お願いいたします。

(公労・公使折衝)

【木村部会長】 それでは部会を再開致します。
改正金額は950円、引上げ額は35円です。この金額でよろしいですか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは、改正金額950円を当部会の結論といたします。
本審に提出致します部会報告書案を準備いたしますので、準備が整うまで、しばらくお待ちください。

【木村部会長】 事務局から部会報告書案を配付し、読み上げをお願いします。

(部会報告書(案) 配付)

【事務局】 指導官

令和5年10月27日、石川地方最低賃金審議会会長高見俊也殿
石川地方最低賃金審議会、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金
専門部会部会長、木村 弘
石川県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書
当専門部会は、令和5年8月29日、石川地方最低賃金審議会において付託
された標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方
が合意し、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

読み上げ省略させていただきまして、2ページ目に移ります。

石川県百貨店、総合スーパー最低賃金

1、2、3番省略いたします。

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 950円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月31日

【木村部会長】

この部会報告書案でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【木村部会長】

それでは、この部会報告書を本審会長あて提出することといたします。

なお、8月29日に開催されました石川地方最低賃金審議会において、全会
一致で結審した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会の決
議をもって本審議会の決議とすることと議決されておりますので、この部会の
決議をもって答申となります。

事務局は部会報告書と同一内容の答申文を作成し配付してください。

(答申文を配付)

【木村部会長】 答申文につきましては、写しをお配りしたとおりですが、別紙に記載の答申内容は審議会長への報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略ということによろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは、読み上げを省略します。
答申後の手続き等について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 指導官 この答申につきましては、本日、最低賃金法第 11 条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として公示いたします。公示日の翌日から起算して 15 日間公示を必要としますので、11 月 13 日月曜日まで公示することとなります。この間に異議申出があった場合は、令和 5 年 11 月 17 日金曜日開催予定の石川地方最低賃金審議会本審において改めてご審議いただくこととなります。

【木村部会長】 その他に、何かありますでしょうか。

【事務局】 部長 部会の決議をもちまして、本審議会の決議とする最低賃金審議会規程に基づき当局局長あてご答申いただきましたので、局長に代わりましてお礼申し上げたいと思います。

本年 10 月 10 日の第 1 回部会から本日に至るまで合計 3 回に渡りご熱心にご審議をいただき、労使各側のコンセンサスの下に特定最低賃金が設定されるべきとの考え方をご理解いただき、双方譲れないところを敢えて、大幅な譲歩をいただきまして本日、本来のあるべき姿である全会一致での結論の取りまとめに、多大なご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

今後は、12 月 31 日改正発効に向け手続きを進めてまいります。本日は、ど

うもありがとうございました。

【木村部会長】 全会一致の取りまとめにご協力いただきましてありがとうございました。
これで、本日の百貨店部会を終了します。